

GOGO 房総デジタルポイントラリーキャンペーン業務の

企画提案募集に係る質問と回答

	質問	回答
1	<p>■デジタルポイントラリーのシステム構築及び運営管理について</p> <p>観光名所はGPS、飲食店等はQRコードを使ったポイント加点になるが、QRコードは複写される可能性がある。(カメラ機能で撮影して流出)</p> <p>前はどの様な対策をしていたのか。</p>	<p>令和5年度のGOGO房総デジタルポイントラリーキャンペーンでは、ポイント取得の手法としてQRコードは採用しておりませんでした。</p> <p>令和4年度の同キャンペーンでは、一部QRコードを活用しておりましたが、複写等の対策は特に講じておりませんでした。</p>
	<p>■委託仕様書(1)の①デジタルポイントラリーシステムの作製について</p> <p>この項目がないが、求められている項目はあるか。</p>	<p>仕様書(1)①につきまして、この項目が漏れています。この項目として求めている項目はございません。</p>
	<p>■委託仕様書(2)の①キャンペーン特設サイトの構築について</p> <p>既存の特設サイトの改修で検討しているが、特設サイトの著作権も株式会社トラベルジップ様の保有となるか。</p> <p>サイト構築についての連携や費用感に関する質問は企業側に直接問い合わせる方がよいか。</p> <p>また、既存の特設サイトは本年度でどの部分まで利用することができるか。</p>	<p>令和5年度に制作したGOGO房総デジタルポイントラリーキャンペーンの特設サイトの著作権は県の保有となります。</p> <p>サイト構築についての連携や費用感に関して、トラベルジップに直接お問合せいただいております。</p> <p>既存の特設サイトの利用可能範囲につきまして、基本的にはメインビジュアルおよび賞品の画像、埋め込みのマップシステム以外であれば利用できますが、詳細については今後協議させていただきたく存じます。</p>